

福祉社会開発研究科 福祉経営専攻博士課程

□授与学位：博士（福祉経営）

□標準修業年限：3年

□入学定員：2名

1. 専攻の3つのポリシー

◆アドミッションポリシー

医療・福祉に関連する分野について基礎的な素養を身につけており、さらに高度専門職業人もしくは研究者としての資質の獲得を目指す人を受け入れます。

◆カリキュラムポリシー

福祉経営専攻博士課程では、医療・福祉領域の職業に従事する社会人を対象に、高度専門職業人を養成することを目的として、総合経営研究、医療福祉経営研究により教育課程を編成し、実施します。

◆ディプロマポリシー

福祉経営専攻博士課程では、次に該当する者に博士（福祉経営）の学位を授与します。

知識・理解

医療・福祉経営の問題を社会的な関連の中で捉える科学的視点と分析能力を身につける。

- ・医療・福祉に関わる制度・政策・経営の諸問題を科学的に解明・説明できる。
- ・医療・福祉マネジメント・経営に関わる諸概念の応用・実践例を説明できる。

思考・判断

医療・福祉組織における個人の役割を理解し、主体的かつ協調的に問題解決に導く能力を身につける。

- ・医療・福祉組織における各構成員の役割と多職種連携の意義を把握・説明できる。
- ・適切な解決策を解明し、組織内での合意形成に基づく協調的行動を指導できる。

技能・表現

管理者に要求される能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を身につけ、問題の解明・解決に応用する能力を身につける。

- ・自らの考えを明確かつ論理的に組み立てて他者に説明し、意見交換・指導できる。
- ・自らの研究成果を論文や報告書にわかりやすくまとめることができる。

態度

医療・福祉分野の管理者としての正しい倫理感をもつ。

- ・基本的人権擁護の意義を的確に理解し、他者に説明できる。
- ・個人情報保護の必要性を適切に理解し、他者に説明できる。

2. 専攻の概要・教育課程の特色

誰もが医療・福祉サービスを必要とし、ますますその高いサービスレベルが求められる今日にあって、医療・福祉サービスの供給主体として、従来の国・地方自治体・社会福祉協議会、社会福祉法人だけでなく民間企業等の営利組織や、生活協同組合、農業協同組合、NPO法人等の非営利組織が参入し、組織間競争が激化してきています。

サービスの対象者は、患者・高齢者・障害者・児童と多様であり、提供するサービスには高い専門性が求められています。さらにこれらのサービスを提供する医療・福祉サービス機関は多様な専門職集団によって構成され、管理の難易度を高めています。このような競争環境、市場環境、組織環境の下、サービスの質を維持しつつ経営効率を追求する「医療・福祉経営」が強く要請されています。

本専攻では、組織として、利用者本位の安全で質の高い医療・福祉サービスを持続的に供給する「医療・福祉経営」のあり方を研究します。また、医療福祉関連の機器や用具、材料、薬品、金融商品、情報システムなどを製造・販売する民間企業や、その他の企業に関する経営のあり方を、戦略、マーケティング、会計、ファイナンス、ベンチャービジネスといった切り口を通して研究します。

このような研究教育を通じて、本専攻では、特に保健・医療・福祉領域の職業に従事する社会人やこれらの領域を対象とする企業などに勤める社会人を対象に、高度専門職業人を養成することを目指します。

〈総合経営研究〉

経済・産業のあらゆる分野で IT の普及による情報化とグローバル化が進行するなかで、営利企業においては革新的な経営手法が採用される一方、国際協調、資源・環境保全、社会貢献への積極的対応などの社会的要請が高まっている。他方、医療・福祉分野においては、介護保険制度下での民間企業の参入に伴う競争の激化、あるいは公的医療費抑制政策下での一部医療機関経営の行き詰まり等に見られるように、サービスの質を担保しつつ、経済性を追求する経営が強く求められるに至っている。

このような営利および非営利双方の領域における経営環境の変化を念頭に置きながら、従来にも増して求められている「社会性と経済性の融合を目指すための経営のあり方」を追求し、その実現に向けての経営革新の推進と新しいベンチャーや NPO などの設立、それに対応する会計的管理システムの構築について研究を進めている。

従来の経営学の諸理論をベースとしつつ、新たな総合的発展に必要な視点に立ち、研究指導を行う。

〈医療福祉経営研究〉

高齢社会の到来と政府の行財政改革は、医療・福祉経営の合理的かつ効率的な改革を求めている。医療・福祉経営は、医療・福祉の特性、医療・福祉専門職と専門職組織の特性、医療・福祉制度や政策の特性を踏まえて新たな理論構築をはかる必要がある。

今や介護や在宅サービス領域への市場拡大は多様なプロパイダーの参入を可能にしている。これら外部経営環境の変化とサービスの多様化や市場の変化を踏まえて、サービスを提供する専門職・サービス提供組織とサービスの消費者の架橋となるような経営理論の確立と実践のための方法について研究指導を行う。

3. 修了要件

本課程に3年以上在学し、必要な研究指導・論文執筆指導を受けた上、博士学位請求論文等の提出による博士学位授与申請をおこない、博士学位授与に関する審査に合格することを修了要件とする。

4. 研究・論文執筆

1) 本課程の求める研究・論文の水準

博士課程では、修士課程と異なり、入学時から指導教員が決定され、院生の研究テーマに関する研究指導と論文執筆指導に重点を置いた、より個別的な指導を中心に行います。

研究の質的な取り組みの面でいえば、博士課程における研究と論文執筆は、修士課程におけるそれとは、その質的水準において大きな相違があるといえます。

修士課程では、研究の進め方・研究方法等についての学習、関連分野における基礎理論・方法論、また実践・ケーススタディ等についての基礎的学習に取り組みつつ、自身の研究テーマとその目的・意義の明確化を図りながら、研究テーマで扱う領域・分野における問題・課題について、先行研究に学び、また自らの調査や実証的研究活動を進めつつ、自らの新たな視点・発見、仮説や手法等への期待や限界そして残された研究課題等を、一貫性ある論旨の展開のなかで研究成果として修士論文にまとめたはずです。

博士課程においては、修士課程で培った研究力量とそこで得た研究成果を基礎に、自らの新たな視点・発見、仮説や手法等への期待等について、更に、調査・研究を深めながら、体系的かつ理論的・方法論的な考察を加え、先行研究・手法の限界を明らかにしつつ自らの研究を先行研究としての水準にまで高めたオリジナリティある公開前提の学術論文として完成させなければなりません。

※博士学位の授与は、一般的には、指導教員を含めた本課程教員・研究者と同等の水準において研究を進められる人物として認定されることから、学位申請者には、極めて高い学識・能力と業績を備えることが求められています。

5. 指導体制・履修等

1) 指導体制

福祉社会開発研究科の3専攻は、複数指導体制(主指導教員1名・副指導教員1名)を制度化しています。副指導教員は、院生の研究テーマや領域を踏まえ、前期に決定されます。

指導の目安は、主指導教員は月1回以上、副指導教員は2ヶ月に1回以上の指導を一応の目安とします。また、主指導教員と副指導教員の役割等は次のとおりです。

- 指導は主指導教員が主導し、副指導教員は指導教員の主たる指導を十分踏まえた上で指導に当たる。
- 指導教員と副指導教員は適宜、当該指導院生の指導についての打合せを持つ。

c. 副指導教員は、行なった指導について、適宜、指導教員に報告を行う。

2) 履修について

指導教員の研究・論文執筆指導を通算3年以上、受けなければなりません。(修了要件のひとつ)

なお、指導教員が必要と認めたときは、修士課程の授業科目を「特別聴講」として履修することができます。但し、この「特別聴講」は、定期試験の受験は認められず、成績評価や単位認定も行われません。

6. 博士学位授与のプロセス

STEP 1 (2年次後期以降)
博士論文【執筆資格審査】

	申請	合否通知
春 期※	5 月	7 月
秋 期	1 1 月	2 月

※春期は3年次以上のみ申請可能です。



STEP 2 (3年次以降)
博士学位授与【第1次審査】

	申請	合否通知
春 期※	4 月	6 月
秋 期	9 月	1 2 月

※春期は4年次以上のみ申請可能です。



STEP 3 (3年次以降)
【博士学位授与審査】

	申請	合否通知
春 期※	7 月	9 月
秋 期	1 月	3 月

※春期は4年次以上のみ申請可能です。

□申請資格：次の要件をすべて満たす者。

- ①本研究科博士課程の2学年次以上に在学し、必要な研究指導を受けていること。
- ②本研究科への入学後から論文執筆資格審査の申請までに、学位論文に関連した業績（国内外の査読制度を有する学術専門誌等に掲載された1編以上の論文。論文は、掲載予定のものを含む。）があること。
- ③申請について指導教員の承諾を得ていること。

□申請書類：

- ①論文執筆資格審査申請書
- ②論文執筆計画書
- ③申請資格要件②を満たす業績
- ④論文掲載予定証明書 ※該当者のみ
- ⑤研究業績一覧およびその概要
- ⑥その他研究科で必要と認めるもの

□申請資格：次の要件をすべて満たす者。

- ①論文執筆資格審査に合格していること。
- ②本研究科博士課程在籍者については、3年次以上に在学し、第1次審査申請日の属する学期末までの通算在学期間が6年以内であること。

本研究科博士課程を満期退学した者については、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した日の属する学期末までの期間が6年以内(休学期間含まず)であること。

- ③本研究科への入学後から第1次審査の申請までに、国内外の査読制度を有する学術専門誌等に掲載された2編以上の論文（掲載予定のものを含む）があること。ただし、この2編のうち1編は、論文執筆資格審査の申請にあたって提出した「学位論文に関連した業績」をもってあてることができるものとする。
- ④第1次審査の申請について指導教員の承諾を得ていること。

□申請書類：

- ①第1次審査申請書
- ②学位請求予定論文
- ③学位請求予定論文要旨（和文・英文）
- ④博士論文目録
- ⑤申請資格要件③の業績
- ⑥論文掲載予定証明書 ※該当者のみ
- ⑦研究業績一覧およびその概要
- ⑧その他第1次審査の参考となる資料

□申請資格：次の要件をすべて満たす者。

- ①学位授与第1次審査に合格していること。
- ②本研究科博士課程在籍者については、3年次以上に在学し、博士学位授与申請日の属する学期末までの通算在学期間が6年以内であること。

本研究科博士課程を満期退学した者については、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した日の属する学期末までの期間が6年以内(休学期間含まず)であること。

- ③学位申請について指導教員の承諾を得ていること。

□申請書類：

- ①博士学位授与審査申請書
- ②博士学位請求論文
- ③博士学位請求論文要旨（和文・英文）
- ④博士学位請求論文および博士論文要旨（和文・英文）の電子データ
- ⑤博士論文目録
- ⑥研究業績一覧およびその概要
- ⑦履歴書
- ⑧誓約書
- ⑨博士学位請求論文に関する論文の別刷またはコピー
- ⑩博士論文のインターネット公開に関する承諾書

7. 研究指導と審査の流れ

年次	時期	事項	対象	概要
1 年 次	4月	研究指導開始		
	5月	研究計画書提出	1・2年次	指導教員の研究・論文指導を受け、研究計画を練り上げる。
	9月	小論文・自己評価票提出	全年次 共通	【小論文】 毎年1回の研究成果のまとめと、学会誌等への論文発表を奨励するために行うもので、①日本福祉大学大学院『福祉社会開発研究』の「論文」執筆要領に基づき執筆されたものか、②学会誌、研究誌への投稿論文(本年度4月1日以降に掲載、又は掲載予定、投稿予定論文を含む)のいずれかを提出すること。 【自己評価票】 年度の中間時期に、各院生の研究と論文執筆の進捗や指導状況、学位授与申請の見通し等について把握・確認するためのものである。
	10月	論文構想発表会	全年次 共通	指導教員の他、本研究科教員の出席のもとで開かれる。研究や論文執筆に関する進捗状況を報告し、幅広く教員や他の院生からの評価や助言・指導を受けられる機会として用意されている。
	2月	年次研究報告書提出	全年次 共通	研究と論文執筆の進捗について報告するもの。「研究テーマ」「研究の経過・到達点・課題」「当該年度の研究業績」等について記入する。(記入項目は適宜追加してください。)
2 年 次	5月	研究計画書提出	1・2年次	(1年次参照)
	9月	小論文・自己評価票提出	全年次 共通	(1年次参照)
	10月	論文構想発表会	全年次 共通	(1年次参照)
	11月	◇博士論文 【執筆資格審査】《秋期》	申請者	◆2年次後期以降、要件を満たせば申請できます。以後(3年次以降)は、年度毎に2回(5月・11月)に申請を受付けます。 【申請要件概略】 ※詳細は別途確認してください。 ○博士課程第2学年以上に在学している。 ○本研究科への入学後から申請時まで <u>に査読制度を有する学術専門誌等に、1編以上の論文を公表</u> している。 【審査内容】 ○論文審査 ○口述試験等...
	2月	年次研究報告書提出	全年次 共通	(1年次参照)
3 年 次	5月	◇博士論文 【執筆資格審査】《春期》	申請者	(2年次参照)
		博士論文執筆計画書提出	3年次 以降	※3年次5月の執筆資格審査に申請した者は提出を免除。
		小論文・自己評価票提出	全年次 共通	(1年次参照) ※3年次9月の第1次審査に申請する者は提出を免除。
	9月	□博士学位授与 【第1次審査】《秋期》	申請者	◆3年次後期以降に、要件を満たせば申請できます。以後(4年次以降)は、年度毎に2回(4月・9月)に申請を受付けます。 【申請要件概略】 ※詳細は別途確認してください。 ○執筆資格審査に合格している。 ○博士課程に3年以上在学(在学見込も含む)している。 ○本研究科への入学後から申請時まで <u>に査読制度を有する学術専門誌等に、2編以上の論文を公表</u> している。 但し、うち1編は執筆資格審査時の業績をもってあてることができる。 【審査内容】 ○論文審査 ○口述試験 ※その他、審査委員会の判断により、研究業績に関わる筆記試験・外国語試験を実施する場合がある。

年次	時期	事項	対象	概要
3 年 次	10月	論文構想発表会	全年次 共 通	(1年次参照) ※3年次9月の第1次審査に申請した者は発表を免除。
	11月	◇博士論文 【執筆資格審査】《秋期》	申請者	(2年次参照)
	12月	博士学位請求予定論文 【公開発表会】《秋期》	第1次審査 合格者	第1次審査《秋期》の合格者による発表と、質疑応答を公開して実施する。(博士課程4専攻の合同開催)
	1月	■【博士学位授与審査】 《秋期》	申請者	【申請要件概略】 ※詳細は別途確認してください。 ○第1次審査に合格している。 ○博士後期課程に3年以上在学している(在学見込も含む)。 【審査内容】 ○論文審査 ○最終試験(口述試験)等...
	2月	年次研究報告書提出	全年次 共 通	(1年次参照) ※当該年度後期に学位授与申請した者は提出を免除する。
4 年 次 以 降	4月	□博士学位授与 【第1次審査】《春期》	申請者	(3年次参照)
	5月	◇博士論文 【執筆資格審査】《春期》	申請者	(2年次参照)
		博士論文執筆計画書提出	全年次 共 通	※当該年度5月の執筆資格審査に申請した者は提出を免除。
	6月	博士学位請求予定論文 【公開発表会】《春期》	第1次審査 合格者	(3年次参照)
	7月	■【博士学位授与審査】 《春期》	申請者	(3年次参照)
	9月	小論文・自己評価票提出	全年次 共 通	(1年次参照) ※当該年度9月の第1次審査に申請する者は提出を免除。
		□博士学位授与 【第1次審査】《秋期》	申請者	(3年次参照)
	10月	論文構想発表会	全年次 共 通	(1年次参照) ※当該年度9月の第1次審査に申請した者は発表を免除。
	11月	◇博士論文 【執筆資格審査】《秋期》	申請者	(2年次参照)
	12月	博士学位請求予定論文 【公開発表会】《秋期》	第1次審査 合格者	(3年次参照)
	1月	■【博士学位授与審査】 《秋期》	申請者	(3年次参照)
	2月	年次研究報告書提出	全年次 共 通	(1年次参照) ※当該年度後期に学位授与申請した者は提出を免除する。

※太字表示は、博士学位授与に関わる諸審査。

8. 博士学位授与にかかわる諸審査

□博士論文 執筆資格審査】

1. 博士論文執筆資格審査の目的・位置づけ

福祉経営専攻博士課程2年生、および3年生以上で博士論文執筆資格審査を受けていない、または合格していない学生を対象に、本人の申請に基づき、学位請求論文の構成、研究進捗状況等について審査します。原則として**博士論文執筆資格申請から1年以内に学位請求論文を完成させ、学位申請できる見込みがあるかどうか**について判定する。

2. 申請資格要件

次の条件をすべて満たしている者。

- 1) 研究科博士課程の2年次以上に在学し、必要な研究指導を受けていること。※1
- 2) 本研究科への入学後、学位請求論文執筆資格審査の申請までの間に、所属専攻でおこなう研究に関連した業績が1点以上あること。

なおここでいう業績とは、国内外の査読制度を有する学術専門誌またはそれに準ずる学術誌に投稿し掲載された論文（掲載予定を含む。但し、学術専門誌等の出版者・編集者が発行する掲載予定証明書の提出が必要）とする。

- 3) 申請について指導教員の承諾を得ていること。

※1〈春期〉の申請については、博士課程の3年次以上を対象とする。

3. 審査申請時期

各年度2回 … 〈春期〉5月および〈秋期〉11月

※但し〈春期〉の申請は博士課程3年次以上を対象とする。

□博士学位授与 第1次審査】

1. 学位授与第1次審査の目的・位置づけ

この第1次審査は、**学位請求論文の質的水準を高め、円滑な課程博士学位授与を促進する**ために設けられたものであるが、学位授与申請（本審査）に提出予定の学位請求論文の完成原稿を提出しなければならない。

この第1次審査に申請し不合格だった者は、同審査に合格するまで申請を行わなければならない。（同審査に合格しなければ学位授与審査（本審査）を受けることができない。）

2. 申請資格要件

次の条件のすべてを満たしていること。

- 1) 論文執筆資格審査に合格していること。※1
- 2) 本研究科博士課程在籍者については、3年次以上に在学し、第1次審査申請日の属する学期末までの通算在学期間が6年以内であること。※2
本研究科博士課程を満期退学した者については、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した日の属する学期末までの期間が6年以内(休学期間を含まず)であること。
- 3) 本研究科への入学時から第1次審査の申請までの間に、所属専攻でおこなう研究に関連した業績が2点以上あること。但し、うち1点は、本内規第4条第3号に規定する論文執筆資格審査の資格要件として挙げた業績をもってあてることができるものとする。

なおここでいう業績とは、国内外のレフリー制を有する学術専門誌またはそれに準ずる学術誌に投稿し掲載された論文（掲載予定を含む。但し、学術専門誌等の出版者・編集者が発行する掲載予定証明書の提出が必要）とする。

- 4) 第1次審査の申請について指導教員の承諾を得ていること。

※1 満期退学した者は、1)の要件を免除する。

※2〈春期〉の申請については、博士課程の4年次以上を対象とする。

3. 審査申請時期

各年度2回 ... 〈春期〉4月および〈秋期〉9月

※但し〈春期〉の申請は博士課程4年次以上を対象とする。

□学位請求予定論文についての公開発表会

1. 公開発表会の目的・位置づけ

本学では、課程博士の内規により、第1次審査の合格者は、原則として、本審査前に学位請求予定論文の発表を行わなければなりません。(公開発表会は博士課程の3専攻合同開催です。)

この発表会の趣旨は、第1次審査合格者が、学位請求予定論文の要旨を発表し、参加者(本学教職員・院生・研究生等)から出された質問・疑問・批判・助言等を受け、的確かつ誠実に答え、また、それらを踏まえて論文を改善し、本審査に提出する学位請求論文の完成度を高めることにあります。

□ 博士学位授与審査】

1. 申請資格要件

次の条件のすべてを満たしていること。

- 1) 学位授与第1次審査に合格していること。※1
- 2) 本研究科博士課程の3年次以上に在学し、博士学位授与審査申請日の属する学期末までの通算在学期間が6年以内であること。

本研究科博士課程を満期退学した者については、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した日の属する学期末までの期間が6年以内(休学期間を含まず)であること。

- 3) 学位申請について指導教員の承諾を得ていること。

※1 当該学期(前期・後期)の第1次審査に限る。

2. 審査申請時期

各年度2回 ... 〈春期〉7月および〈秋期〉1月

※但し〈春期〉の申請は博士課程4年次以上を対象とする。